

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（公有水面の埋立又は土地収用事業の施行に伴う漁業権等の消滅）</p> <p>33-24、次に掲げるような場合において、漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利等が消滅（価値の減少を含む。）し、.。</p> <p>(1) (注)</p> <p>(2) (注)</p> <p>(3) (注)</p> <p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（贈与税額控除額がないものとして計算した相続税額）</p> <p>39-4。</p> <p>(1) 納付すべき相続税額がある者 その者の当該相続税額に相続税法第19条《相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額》の規定により控除される贈与税の額を加算した金額</p> <p>(2)</p>	<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（公有水面の埋立又は土地収用事業の施行に伴う漁業権等の消滅）</p> <p>33-24、次に掲げるような場合において、漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利が消滅（価値の減少を含む。）し、.。</p> <p>(1) (注)</p> <p>(2) (注)</p> <p>(3) (注)</p> <p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（贈与税額控除額がないものとして計算した相続税額）</p> <p>39-4。</p> <p>(1) 納付すべき相続税額がある者 その者の当該相続税額に相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》の規定により控除される贈与税の額を加算した金額</p> <p>(2)</p>